

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年10月31日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第11条に基づき、（仮称）高津物流施設設計画に係る条例環境影響評価方法書の写し（以下「条例方法書」）の縦覧を次のとおり行います。

（「条例方法書」とは、環境影響評価項目や環境影響評価に係る手法等を選定するために指定開発行為者（事業者）が作成した図書です。）

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日鉄興和不動産株式会社 代表取締役副社長 企業不動産開発本部長 吉澤恵一 東京都港区赤坂一丁目8番1号
	指定開発行為の名称	（仮称）高津物流施設設計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）、大規模建築物の新設（第1種行為）、工場又は事業所の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区下野毛2丁目976-1ほか、北見方3丁目531-1ほか 中原区宮内2丁目1541番2ほか
	指定開発行為の目的	物流倉庫（一部産業支援施設）の新設
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約46,380㎡ 建築面積：約21,050㎡ 延べ面積：約107,530㎡
	指定開発行為の施行期間	令和7年6月（着工予定）～令和10年2月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年10月31日（火）～令和5年12月14日（木）
	縦覧場所及び時間	高津区役所（1階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜及び祝日は除く。 ただし高津区役所では第2・第4土曜午前8時30分～午後0時30分も行います。 中原区役所（5階） 午前8時30分から午後5時まで。土・日曜及び祝日は除く。 環境局環境対策部環境評価課（11月10日までは市役所第3庁舎15階/11月13日からは市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土・日曜及び祝日は除く。 ※縦覧開始日（10月31日）は、正午から縦覧を行います。
	意見書の提出	縦覧中の条例方法書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 1 意見書を提出できる方 環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出することができます。 2 意見書に記載していただく内容 条例方法書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 3 提出された意見書の取扱い (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第13条第2項の規定に基づき、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。 (2) 指定開発行為者（事業者）は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例方法審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 条例方法書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者（事業者）が作成する条例準備書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報は、手続に係る連絡等に利用することがあります。川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。 4 意見書の提出方法 下記提出先まで郵送、持参又は本市ホームページから御提出をお願いします。意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、住所、氏名、指定開発行為の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。 5 意見書を提出できる期間 条例方法書の縦覧期間中（令和5年10月31日から12月14日まで） ※郵送の場合は令和5年12月14日消印有効
	ホームページ	ホームページから条例方法書の閲覧、意見書の提出ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html
意見書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp ※意見書はファクス、メール等では受け付けておりませんので御注意ください。	